

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第63号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月6日（月、休日） 06時55分ごろ
発生場所	和歌山県有田市沖ノ島西北西方沖 有田市所在の下津沖ノ島灯台から真方位292° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 07.3′ 東経135° 03.3′）
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>ゆうせい</sup> 勇生丸、9.94トン WK2-2713（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート <sup>えびす</sup> 戎丸、5トン未満 252-12295和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂等
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、4回目の石けた網の投網を終え、船長Aが、周囲を見て船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、自動操舵に切り替え、沖ノ島西北西方沖を約4.5ノットの対地速力でえい網して南西進し、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業を行っていたところ、平成25年5月6日06時55分ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、沖ノ島西北西方沖で船首を南東に向けて船首からシーアンカーを投入し、釣りをして漂泊中、船長Bが、左舷方からB船に向けて接近するA船を視認したが、いずれA船がB船を避航するだろうと思い、様子を見ていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近したため、立ち上がって手を振り、大声を出して注意喚起を行ったものの、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃によって海に投げ出されたが、シーアンカーのロープをたぐり寄せながら、自力でB船に戻り、A船及びB船は、自力航行して和歌山県湯浅広港に入港した。 船長Bは、外傷性頸部症候群及び胸椎挫傷を負った。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業を行っていた際、時折、顔を上げて左舷船首方の見張りを行っていたが、右舷船首方は操舵室に遮られて見えにくかった。</p> <p>船長Bは、衝突の約30分～約1時間前、約3隻の漁船がB船に向けて接近して来たが、いずれもB船に気付き、B船の近くで避航していたので、本事故当時も、A船がB船の近くで避航するものと思い、また、A船がどちらに避航するか分からなかったため、B船は動かない方が安全だと思っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島西北西方沖を自動操舵でえい網して南西進中、船長Aが、投網を終えて南西進を開始する際、船首方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島西北西方沖でシーアンカーを入れて釣りをして漂流中、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めたが、いずれA船がB船を避航するだろうと思い、様子を見ていたところ、A船が針路及び速力を変えずに接近したため、手を振り、声を出して注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、沖ノ島西北西方沖において、A船が自動操舵でえい網して南西進中、B船がシーアンカーを入れて釣りをして漂流中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 漂流中、接近する他船を認めた場合、速やかに注意喚起を行い、他船に避航する様子が見られない状況においては、移動できるときは機関を使用して直ちに移動すること。</li> </ul>